

くまの花いっぱいネットワーク会則

(名 称)

第 1 条 私たちの会の名前を「くまの花いっぱいネットワーク」と称します。

(目 的)

第 2 条 私たちは、会員同士協力し合い、花によるまちづくりに関する情報交換を活発に行うことで大きな輪をつくり、“花いっぱいのまち・くまの”を目指します。

(事 業)

第 3 条 私たちは、前条の目的の達成に向けて、次の事業を行います。

- (1) 花のまちづくりに関する情報交換及び情報発信
- (2) 花のまちづくりに関するイベントの企画及び実施
- (3) そ の 他

(会 員)

第 4 条 会の主旨に賛同するグループ、個人の方を会員として構成します。

(役 員)

第 5 条 私たちの会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名

(役員を選任方法及び任期)

第 6 条 役員は会議において選任します。

2 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、会を代表します。

2 副会長は、会長を補佐します。

3 幹事は、会長、副会長を補助します。

(会 議)

第 8 条 会議の開催については、会長が呼びかけることとし、必要に応じて随時開催することとします。

(会 計)

第 9 条 会に必要な経費は、市の補助金やその他をもって充てます。

(事 務 局)

第 10 条 会の事務を処理するため、市長公室に事務局を置きます。

(制 定)

附 則 この会則は、平成14年7月18日から施行します。